

基山町農業委員会の制度について

農業委員会は、町に設置が義務付けられている行政委員会です。農地の確保と有効活用、農地等の利用の最適化、農業の担い手の育成・確保、地域の農業に関する課題解決を主な仕事として活動しています。

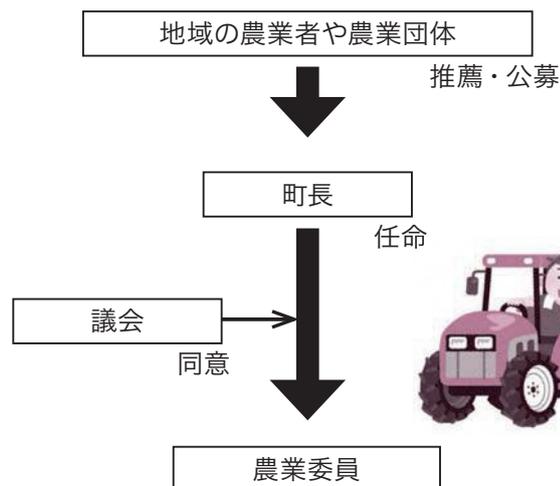
人数は、条例により農業委員 11 人、農地利用最適化推進委員 3 人と定められています。

農業委員

農業委員は、町長が議会の同意を得て任命します。

- 原則として、委員の過半数は認定農業者等とします。
- 農業者以外の者で、利害関係を有しない者が含まれるようにします。
- 年齢・性別等著しい偏りがないように配慮します。

【選出方法】



農地利用最適化推進委員

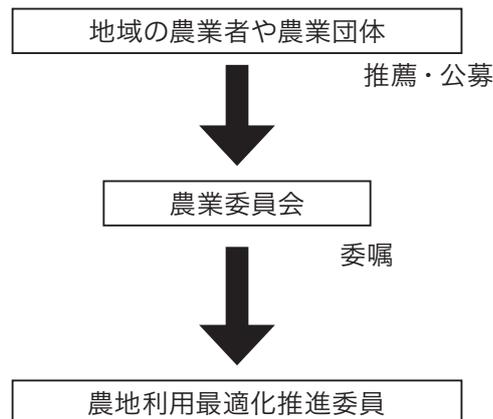
農地利用最適化推進委員は、農業委員会から委嘱されます。

農業委員と連携して現場確認を行うほか、農業委員会の総会で意見を述べます。



協力

【選出方法】

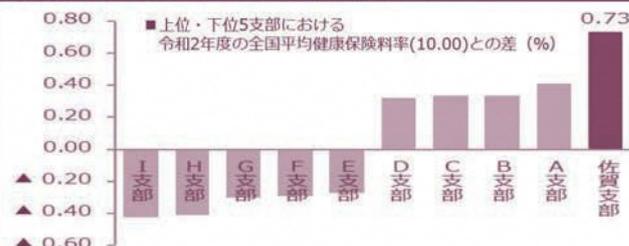


協会けんぽ佐賀支部の健康保険料率は全国で1番高い！

令和2年3月分（4月納付分）から変更となります。



※任意継続被保険者の方は、令和2年4月分（4月納付分）からとなります。
※40歳～64歳の方には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。



健康保険料率について詳しく ▶ 協会けんぽ 保険料率 検索

農業委員会委員及び 農地利用最適化推進委員を募集します

令和2年7月19日をもって任期満了となる農業委員及び農地利用最適化推進委員を下記の要領で募集します。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	11人	3人
対象者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。 (担当区域) 宮浦地区1人 園部地区1人 小倉地区及び長野地区1人
資格要件	次のすべてに当てはまる方。 ①原則として、町内に住所を有する者 ②町の職員でない者 ③次のいずれにも該当しない者 (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ④基山町暴力団排除条例に規定する暴力団等ではない者 ⑤満20歳以上の者	
受付期間及び時間	期間：3月19日(木)～4月20日(月) ※土・日曜日、祝日を除く 時間：午前8時30分～午後5時15分 郵送の場合は、4月20日(月)の消印有効	
応募の方法	基山町農業委員会事務局(産業振興課内)に備え付けの推薦届出書又は応募届出書に必要事項を記入し、事務局に提出すること。郵送可。 ※推薦・応募届出書は、町ホームページからダウンロードできます。 https://www.town.kiyama.lg.jp/kiji0032619/index.html	
応募状況の公表	受付期間中及び期間終了後、町ホームページ及び庁舎掲示板で公表します。	
委員の任期	令和2年7月20日～令和5年7月19日(3年間)	
報酬	会長…333,900円 副会長…285,100円 委員…258,000円 上記の金額に、活動実績等により予算の範囲内で町長が定める金額を加算します。	推進委員…258,000円 上記の金額に、活動実績等により予算の範囲内で町長が定める金額を加算します。
申込み先	基山町農業委員会事務局(産業振興課内) 〒841-0204 基山町大字宮浦666番地 ☎92-7945	